

注

- (1) N.ゲヴォルクヤンほか(高橋則明・訳)『プーチン、自らを語る』扶桑社、2000年、239頁。
- (2) Boris Kagarlitsky, *Russia under Yelitsin and Putin*, Plute Press 2002, P.3.
- (3) この「不可知論」の強調は、ハイエク的ですらある(「設計主義的合理主義」批判や、「われわれが社会過程を決定する特定事実のほとんどについて修復不能なほど無知である」ということを強調したハイエクの方法論の意味で)。
- (4) 森下敏男「社会主義と自由・民主主義」、『社会体制と法』創刊号(「社会体制と法」研究会編)、2000年、71頁。
- (5) 他方で、評者は、ロシアに関心を寄せていたウェーバーがもし長生きしていたら、ひょっとして「スターリニズムの倫理と社会主義の精神」という著作を書いていたかもしれない、という根拠のない妄想に陥ることもある。ロシアにおける「社会主義」の倫理や精神は、見方によっては、伝統の復活や愛国主義、「祖国」のイデオロギーをも伴ったスターリン体制の「動員」と「団結」の下で良かれ悪しかれ内面化されたのかもしれない。
- (6) 今なお、カウツキーとレーニンとの対立を忘れるべきでない。カウツキーがネーション・ステートにおける議会に立脚した限りにおいて、レーニンやボリシェヴィズムを告発したのは正しく、反対に、レーニンがカウツキーの欺瞞を告発したのも、ラディカルな見地からは正しかった。
- (7) パシュカーニスの「法の一般理論」構築の際のモチーフとしての商品交換のロジックは、パシュカーニスとイデオロギー的には正反対であるにせよ、近年、日本にもさかんに輸入されている「法と経済」学派に、ミクロ経済学的手法を伴いつつ、徴候的に現れている。「法と経済」といえば、昔は「マルクス主義」であったが、今はどちらかというと「新自由主義」である。もっとも、裏返して言えば、「マルクス主義」の法学が商品交換によって規定される近代法のロジックを歴史的範疇として捉えたのに対し、現代の「法と経済」学派は交換価値を永遠化するのである。

(信山社、2001年10月5日、本体定価10400円)

【編集後記】

「社会体制と法」研究会の昨年の全国総会のテーマは、『近代経験』と体制転換』でした。これは、「体制転換過程にある地域において、『近代』の経験(その地域の『近代』における『近代』との接し方)が、それぞれの体制転換においていかなる意味を持つのかを考えること」(企画委員・高見澤氏)を目的としたものです。「社会体制と法」誌第4号は、この研究総会のテーマで特集を組んでみました。

また小特集として、「体制転換と『法整備支援』」を組みました。このテーマも、「支援」をする国家および「支援」を受ける国家における「近代経験」の持つ意味を無視して論じるわけにはいきませんが、今回は、樹神氏のほかに、実際に長期にわたってベトナム法整備支援に携わってこられた非会員の武藤弁護士にとくにお願いをして、上記のテーマのもとで自由に論じていただきました。

小誌も書評を重視してきましたが、今回は、最近刊行された比較法学に関する重要な文献も取り上げ、それにふさわしいお二人の方、戒能氏と滝沢氏(ともに非会員)に書評をお願いしました。あらためてお礼を申し上げます。

本号にも投稿がありませんでした。そのため急遽お二人の方をお願いをして論文を寄せていただきました。次号以降、会員の皆さまの積極的な投稿をお願いいたします。

(杉浦 一孝)